

## 第299回愛媛海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月19日(火) 14:40~15:27
- 2 開催場所 松山市二番町4丁目6番地2  
愛媛県水産会館6階大会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員 佐々木護 網江正安 喜田ヒサ子 田中武繁 高橋啓一  
林喜代行 藤田一也 平井義則 武田晃一 中矢宏明  
立花弘樹 高木基裕 竹ノ内徳人 中山達也  
(計14名)
  - (2) 県 農林水産部水産局水産課 若下水産課長 (事務局長)  
谷川主幹 (事務局次長)  
宇野漁業調整係長  
東予地方局水産課 薬師寺課長  
東予地方局今治支局水産課 木原課長  
中予地方局水産課 鈴川課長  
南予地方局水産課 梶田課長  
南予地方局八幡浜支局水産課 渡邊課長  
南予地方局愛南水産課 中島課長  
(計9名)
  - (3) 事務局 逢阪書記 滝本書記 莖田書記  
(計3名)
  - (4) 傍聴者 なし
- 4 付議事項
  - (1) 知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申
  - (2) 新規の許可等に係る公示について(諮問)  
【結果】諮問内容のとおり公示して差し支えない旨答申
- 5 報告事項
  - (1) くろまぐろ(小型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
  - (2) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

(3) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

6 その他

7 議事の内容

**1 開会**

逢阪書記

ただいまから、第299回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。本日は福島委員さんが都合により欠席ですが、委員定数15名に対しまして14名の委員さんが出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は、成立していることを報告します。

また、会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの式次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料6でございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を、佐々木会長にお願いします。

**2 会長挨拶**

佐々木会長

それでは開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。委員の皆様には、お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、日頃から、当委員会の運営に、何かとお力添えをいただいておりますことを、改めてお礼申し上げます。

さて、本日は、事前に御案内申し上げましたとおり、付議事項が、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてほか2議題、また、報告事項が3議題となっておりますが、どうか慎重な御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

**3 議事録署名人選出**

佐々木議長

議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により、私から指名させていただきます。本委員会の議事録署名人は、中矢委員さんと、高木委員さんの御両名にお願いします。

**4 (1) 第1号議案(知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正について(諮問))**

佐々木議長

これより議事に入ります。第1号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正についてを議題とします。事務局か

ら、説明願います。

逢阪書記　それでは、資料1の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長　（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長　説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

網江委員　操業時間は何時から何時までですか。

宇野係長　操業時間についての定めは特にありません。

網江委員　夜でも構わないのですか。

宇野係長　時間については特に定めていないので、夜間でも網の敷設は可能です。

武田委員　許可できる数が15隻になっていますが、この中に失効した8隻は入っていないのですか。

宇野係長　8隻はこの中には入っていません。

佐々木議長　他に御意見ございませんか。

委員一同　（ 意見なし ）

佐々木議長　御意見もないようですので、お諮りします。第1号議案、知事許可漁業の許可等に関する取扱方針の一部改正については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同　（ 異議なし ）

佐々木議長　御異議ないようですので、そのように決定をします。

#### **4 （2）第2号議案（新規の許可等に係る公示について（諮問））**

佐々木議長　続きまして、第2号議案、新規の許可等に係る公示についてを議題とします。事務局から、説明願います。

逢阪書記　　それでは、資料2の1ページを御覧下さい。知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

宇野係長　　（ 資料に基づき説明 ）

佐々木議長　説明が終わりましたので、これより、委員の皆さんの御意見を伺います。

平井委員　　いわし、あじ、さば機船船びき網漁業が9隻となっていますが、これは新規に要望があったということですか。

宇野係長　　9隻については、元々起業認可を受けていた方が、色々な事情により船を用意できなかったものでして、船を用意できた際に改めて当漁業を営みたいということで公示要望がありましたので、公示しております。

平井委員　　今やっている人とは別ということですか。

宇野係長　　はい、現在許可を受けて操業している方ではなく、起業認可を受けておられる方々です。

平井委員　　許可を増やすことに対して、今までやっている人は何も言わないのでしょうか。

宇野係長　　元々、船が用意できた際には、許可するというので起業認可を受けている方々ですので、地域での調整は全て取れていると県の方では認識しています。

平井委員　　地元同士の話はついているということですね。分かりました。

佐々木議長　　ほかに御意見ありませんか。

委員一同　　（ 意見なし ）

佐々木議長　　御意見もないようですので、お諮りします。第2号議案、新規の許可等に係る公示については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同　　（ 異議なし ）

佐々木議長　　御異議ないようですので、そのように決定します。

## **5 報告事項（1）くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について**

佐々木議長 続きます。報告事項に移ります。くろまぐろ小型魚に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更についてを報告願います。

逢阪書記 資料3を御用意ください。内容の詳細につきましては、水産課から説明をお願いします。

宇野係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 ただいま、水産課から報告があったくろまぐろ小型魚に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更について、委員の皆さんから、御質問等はございますか。

委員一同 （質問無し）

佐々木議長 特に御質問がないようでございますので、次に移ります。

## **5 報告事項（2）連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について、（3）令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について**

佐々木議長 報告事項の2、連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について及び報告事項の3、令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会についてにつきまして、関連がありますから、一括して報告願います。

逢阪書記 （資料に基づき説明）

佐々木議長 報告が終わりました。この件につきまして、何か御質問等ございましたら、お願いします。

委員一同 （意見なし）

佐々木議長 特に御質問もないようでございますので、以上で、報告事項を終わります。

## **6 その他**

佐々木議長 以上で本日予定している議題は全て終了しましたが、その他何かございますか。

逢阪係長 （資料に基づき説明）

佐々木議長 説明が終わりました。この素案については、先程の勉強会でも触れた事項ですが、基本的には12月の当委員会で諮問される事項になります。この件につきまして、何か御意見等ございましたら、お願いします。

委員一同 (意見なし)

佐々木議長 それでは、意見が無いようですので、全ての事項が終了しましたので、以上を持ちまして、本日の委員会を閉会します。

15時27分 閉会